

福岡県公報

令和2年12月15日
第160号

目次

告示 (第942号 - 第945号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- ### 公告
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 2
- 意見募集の結果の公示 (薬務課) 2
- ### 公安委員会
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) 2
- 教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 4

告示

福岡県告示第942号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-----|---------|
| | | |

| | | |
|-----|-----|---|
| 北九州 | 飯塚線 | 福津市中央三丁目5055番31先から 福津市中央六丁目2664番3先まで |
|-----|-----|---|

福岡県告示第943号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|--------------------------------|-------------------|--------------|
| 飯塚 | 一般道 | 211号 | 前 | 嘉麻市牛隈285番3先から 嘉麻市牛隈298番9先まで | 7.4 ～ 7.4 | 85.0 |
| | | | 後 | 嘉麻市牛隈285番3先から 嘉麻市牛隈298番9先まで | 10.0 ～ 10.0 | 85.0 |

福岡県告示第944号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-----|-------|---------------------------------------|------------------|--------------|
| 八女 | 県道 | 玉名線 | 前 | 八女市立花町白木555番3先から 八女市立花町白木6643番1先まで | 6.7 ～ 13.8 | 366.9 |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|---|-------------------|-------|
| | | | 後 | 八女市立花町白木555番3先から 八女市立花町白木6643番1先ま で | 12.6 ～ 18.4 | 366.9 |
|--|--|--|---|---|-------------------|-------|

福岡県告示第945号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------------|------------|---------------------------------------|
| 八女 | 玉名線 八女線 | 八女市立花町白木555番3先から 八女市立花町白木6592番2先まで |

公 告**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年12月15日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和2年12月1日糸島市告示第267号）

公告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正案について、令和2年9月1日から令和2年9月30日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2

年12月15日に公布しました。

令和2年12月15日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

保健医療介護部薬務課監視係

電話：092-643-3285

メールアドレス：yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会**福岡県公安委員会告示第264号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和2年12月15日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|--------------|----------------------|-------------------------------------|
| 令和3年3月23日（火） | 午前9時00分から午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |
| 令和3年3月24日（水） | | |

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員
各検定15名
- 4 受検資格
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

令和3年2月15日（月）から同年2月17日（水）までの午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない

事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに
限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した
者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参する
こと。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第
23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45
分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、
3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこ
と。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は
生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第269号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号
イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（
平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定によ
り、次のように公示する。

令和2年12月15日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く
。

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

| 日 時 | 項目 | 場 所 | 審査種別 |
|--|----|--|--|
| 令和3年1月25日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00 分まで | 知識 | 福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会 | |
| 令和3年1月26日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00 分まで | | | |
| 令和3年2月1日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00 分まで | 技能 | 大野城市下大利三丁目2番20号 南福岡自動車学校 | 普通、大型二輪、 普通二輪及び普通 二種免許 |
| 令和3年2月2日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00 分まで | | 北九州市八幡西区御開三丁目38番 1号 八幡自動車学校 | 大型、中型、準中 型、大型特殊、牽 引、大型第二種及 び中型第二種免許 |

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦
3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両
面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

| 審査に係る運転免許の種類 | 審査手数料 |
|------------------|---------|
| 大型免許、中型免許及び準中型免許 | 14,550円 |
| 普通免許 | 11,850円 |

| | |
|----------------------------|---------|
| 大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許 | 9,650円 |
| 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許 | 12,450円 |

○ 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和3年1月15日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和3年1月14日（木曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892